

平成28年度に指定管理者を更新及び新規に導入する施設の指名先と指名理由

(※)印は、平成28年度から指定管理を新規に導入する施設

No.	施設	選定方法	現在の 指定管理者	指名の期間	選定理由及び方法	
1	花巻市新規就農者技術習得施設	相手方を指名する	一般社団法人花巻農業振興公社	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)	農業振興公社は、新規就農者に対する研修及び育成指導に関する事業を行っており、新規就農希望者に対して農業技術を習得させ、早期自立を促すとしている当施設の設置目的と一致する。また同公社は、敷地内の圃場管理も受託しており、当施設を管理運営することで実地と併せた研修を行うことができ、農業技術の早期習得につながることから、同公社を指名により選定する。 【指針第2の2(2)アの規定による】	
2	花巻市宮大迫宇瀬水牧野	相手方を指名する	一般社団法人花巻農業振興公社	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)	牧野管理業務については、地形、気候、家畜の状況等を詳細に把握する必要があるが、花巻農業振興公社は、宇瀬水牧野の地形等に精通している。また、同公社は家畜飼養と草地管理の専門知識と技術に精通しており、当牧野を効果的に維持管理することができることから、同公社を指名により選定する。 【指針第2の2(2)アの規定による】	
3	まちの駅いしどりや酒蔵交流館	相手方を指名する	石鳥谷中央通り商店街振興会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)	当施設は地元商店街の活性化を目的に設置された施設であり、石鳥谷中央通り商店街振興会は中心商店街の活性化と地域振興を図るため、地元商店街主催者による季節ごとのイベントを開催するなど、当施設の設置目的と一致した活用を行っていることから、同振興会を指名により選定する。 【指針第2の2(2)アの規定による】	
4	花巻市交流会館	相手方を指名する	一般社団法人花巻観光協会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)	花巻観光協会は、花巻市及びその周辺地域における観光に関する事業を行うことにより、観光産業の発展を促進し、地域経済の発展と住民の生活文化の向上を進めている。花巻市交流会館は、観光交流等の交流の場を提供することを目的に設置された施設であるが、同協会が実施する事業は当施設の設置目的と一致しているため、施設のより効果的な運営が図られることから、同協会を指名により選定する。 【指針第2の2(2)アの規定による】	
5	松園振興センター	相手方を指名する	日居城野地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)	地元住民で組織する団体が施設を管理運営することで、地域の主体的な活動の促進が期待できる地域密着型施設であることから、現在の指定管理者を指名により選定する。 【指針第2の2(2)イの規定による】	
6	花巻市技術振興会館					
7	花北地区社会体育館(※)					
8	花北振興センター	相手方を指名する	花北地区コミュニティ協議会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
9	花巻中央振興センター	相手方を指名する	花巻中央地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
10	花西振興センター	相手方を指名する	花西地区まちづくり協議会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
11	花南振興センター	相手方を指名する	花南地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
12	花南地区社会体育館(※)					
13	湯口振興センター	相手方を指名する	湯口地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
14	湯口地区社会体育館(※)					
15	花巻市自然休養村センター(※)					
16	湯本振興センター	相手方を指名する	湯本地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
17	湯本地区社会体育館(※)					
18	矢沢振興センター	相手方を指名する	矢沢地域振興会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
19	矢沢地区社会体育館(※)					
20	宮野目振興センター	相手方を指名する	宮野目コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
21	宮野目地区社会体育館(※)					
22	宮野目体育センター(※)					
23	太田振興センター	相手方を指名する	太田地区振興会	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
24	太田地区社会体育館(※)					
25	笹間振興センター	相手方を指名する	笹間地区コミュニティ会議	平成28年度から 平成32年度まで (5年間)		
26	笹間地区社会体育館(※)					

(※)印は、平成28年度から指定管理を新規に導入する施設

No.	施設	選定方法	現在の指定管理者	指名の期間	選定理由及び方法
27	大迫振興センター	相手方を指名する	大迫地区コミュニティ振興会	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	<p>地元住民で組織する団体が施設を管理運営することで、地域の主体的な活動の促進が期待できる地域密着型施設であることから、現在の指定管理者を指名により選定する。 【指針第2の2(2)イの規定による】</p>
28	花巻市大迫交流活性化センター				
29	内川目振興センター	相手方を指名する	内川目コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
30	内川目地区農村環境改善センター				
31	大迫労働安全衛生推進施設(※)				
32	大迫ゲートボール場(※)	相手方を指名する	外川目地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
33	外川目振興センター				
34	外川目地区社会体育館(※)				
35	外川目グラウンド(※)	相手方を指名する	亀ヶ森地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
36	亀ヶ森振興センター				
37	亀ヶ森地区農業構造改善センター				
38	亀ヶ森地区農業者トレーニングセンター(※)	相手方を指名する	好地地区まちづくり委員会	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
39	好地振興センター				
40	石鳥谷国際交流センター				
41	ビバハウスいしどりや(※)	相手方を指名する	大瀬川活性化会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
42	大瀬川振興センター				
43	大瀬川構造改善センター(※)	相手方を指名する	八日市地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
44	八日市振興センター				
45	八日市いきいき交流館				
46	八日市構造改善センター(※)	相手方を指名する	八幡まちづくり協議会	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
47	八幡振興センター				
48	八幡交流センター(※)	相手方を指名する	八重畑コミュニティ協議会	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
49	八重畑振興センター				
50	八重畑定住促進センター	相手方を指名する	新堀地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
51	新堀振興センター				
52	新堀ふれあいセンター(※)	相手方を指名する	明日の小山田を考える会	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
53	小山田振興センター				
54	東和高齢者コミュニティセンター	相手方を指名する	土沢地区地域づくり会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
55	土沢振興センター				
56	東和コミュニティセンター	相手方を指名する	成島地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
57	成島振興センター				
58	東和高齢者創作館				
59	成島地区社会体育館(※)	相手方を指名する	浮田地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
60	浮田振興センター				
61	浮田集会所	相手方を指名する	東和東部地区コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
62	谷内振興センター				
63	谷内地区社会体育館(※)	相手方を指名する	田瀬地域コミュニティ会議	平成28年度から平成32年度まで(5年間)	
64	田瀬振興センター				
65	田瀬地区社会体育館(※)				